下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年7月22日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監查委員 髙橋 富美子

記

- 1. 監査対象 子育て推進課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理について
- 2. 監査期間 令和元年6月18日から令和元年7月3日まで

監査の結果 (指摘、要望事項)	措置の内容
1. 子育て推進課所管の施設の指定管理者につ	1. 各種帳簿等の調査を含み、指定管理者に対し
いて、協定書及び仕様書に基づき、適切な予算	年3回以上、適切な予算管理を行うよう指導
管理と事業実施を行うように指導・監督に努め	する。
ること。	なお、今年度は、より綿密に指導すること
	とし、適切な予算執行に努めさせる。